

国民年金保険料免除申請の

受付が始まります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害・死亡といった場合の障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

失業や所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な場合には、免除制度や納付猶予制度がありますのでご利用ください。制度の適用を希望する場合は、早めに市民課（本庁または総合支所）で手続きをしてください。

申請が遅れても、免除や若年者納付猶予は申請年度の7月まで、学生納付特例は4月までさかのぼって承認されますが、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなる場合があります。

なお、平成19年度に全額免除または若年者納付猶予が承認された人で、継続審査を希望している人は、平成20年度

の申請は必要ありません。後日、社会保険事務所から郵送される通知を確認してください。

保険料免除制度

対象 本人（学生を除く）・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人

承認期間 7月から翌年6月

若年者納付猶予制度

対象 30歳未満の人（学生を除く）で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人

承認期間 7月から翌年6月

学生納付特例制度

対象 学生で、本人の前年所得が一定額以下の人

承認期間 4月から翌年3月

退職（失業）による特例

申請する年度または前年度において退職（失業）した場合は、特例で退職者本人の給与所得については審査が不要となります。配偶者や世帯主

が退職した場合も対象となります。ただし、配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは認められない場合があります。

持参するもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 平成20年度または平成19年度に失業した人は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し
- ④ 学生の場合は、新学年の学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面に記載している場合は両面のコピー）
- ⑤ 1月2日以降に転入した人は、1月1日の住所地での所得証明書（控除の内訳が記入してあるもの）

★本庁市民課年金係 ☎1114、総合支所市民課年金係 ☎1331（内線334）、熊谷社会保険事務所 ☎048-525-1844



市民税・県民税の申告相談を実施します

市では、市民税・県民税の申告が必要と思われる人（対象者には7月初旬に通知）を対象に申告相談を実施します。なお、申告は随時受け付けていますので、申告を済ませている人は早めに申告をお願いします。

日時 7月15日（火）18日（金）

午前9時～正午、午後1時～4時

会場

課税課（市役所1階）
対象 ①から③に該当する人
①前年に市民税・県民税が課税されていて、今回申告していない人または給与支払

報告書（年金も含む）が市に提出されていない人

② 不動産収入または報酬（外 交員報酬含む）等があり、申告をしていない人

③ 公共事業の用地買収に伴う土地や建物等の譲渡所得等があり、申告をしていない人（特別控除を適用するためには申告が必要です。）

※所得税が課税される場合や源泉徴収された支払調書等がある場合および土地建物の譲渡所得等については、税務署へ申告してください。

所得・課税証明書の発行について

申告を期限後にする人で、所得・課税証明書が必要な場合は、申告後に発行します。ただし、市民税・県民税が課税となる人については、納税通知書発行後に証明書を発行します。

扶養控除の確認について

申告書または給与支払報告書（年金も含む）に基づき、次の①②に該当する人に電話または文書で扶養の確認を行います。また、市外の人を扶養している場合は、その住所地の市役所等へ被扶養者の合

計所得等の確認を行います。

① 重複して扶養をとっている場合（複数の納税義務者が同一の人を扶養対象親族とすることはできません。）

② 確定申告書または給与支払報告書（年金も含む）に扶養の記載があるが、その扶養者を特定できない場合

※確認の結果、扶養等を取り消した場合は、本人（普通徴収の場合）または勤務先（特別徴収の場合）に通知します。

住民税の寄附金税制が変わります

住民税の寄附金控除の対象となる地方公共団体等に平成20年1月1日以後に寄附を行った場合は5,000円を超える額について、総所得金額等の30%を上限に税額控除方式により控除されることとなりました。

また、特に地方公共団体への寄附金、いわゆる「ふるさと納税」についての特例控除額も、個人住民税所得割の1割を上限に拡充されました。



免除の所得基準額

	所得基準額	月額保険料 (平成20年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	3,600円
半額免除	118万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	7,210円
4分の1免除	158万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	10,810円
学生納付特例	118万円+(扶養親族等の数×38万円※)+社会保険料控除等	0円

※扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円。

免除や納付猶予等を受けた期間の取り扱い

国民年金の 受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき (全額納付した場合の年金額 と比較した場合)		障害・遺族基礎年金 を受けるとき	追納期間
	算入されます			
全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除 若年者納付猶予・ 学生納付特例	年金額に3分の1が反映		保険料納付済期間 と同じ扱いです	10年以内 ※保険料を追納する場合、3年目から当時の保険料に加算金がつき高くなります。
	年金額に2分の1が反映			
	年金額に3分の2が反映			
	年金額に6分の5が反映			
年金額には反映されません				

※「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料（納付すべき保険料）を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。
※学生の場合は、納付特例の規定が優先し、免除申請をすることはできません。

母子家庭自立支援 給付金制度について

市では、母子家庭のお母さんの就業促進のため、次の制度を実施しています。いずれも所得制限や支給の条件がありますので、事前にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母親が次の指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

指定対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（ホームヘルパー、医療事務等）

支給額 費用の20%に相当する額（上限は10万円です。4,000円を超えない場合は支給されません。）

申請方法 事前に相談のうえ、講座を申し込む前にその講座を指定申請し、修了後1か月以内に給付金の申請となります。

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母親が次の資格を取得するため、2年以上養成機関等で修業する場合の一定期間について支給します。

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

支給額（月額）

- ・ 市民税非課税世帯 10万3,000円
- ・ 市民税課税世帯 5万1,500円

※課税非課税については、平成20年4月以降に入学した人から適用されます。それ以前に入学した場合の支給額は、月額10万3,000円です。

支給期間 修業期間の最後の3分の1（上限12か月）

申請方法 事前に相談のうえ、修業期間の3分の2が経過した後に申請し、支給が決定された場合は、毎月促進費の請求となります。

「入学支援修了一時金」

高等技能促進費を受給している人について、養成課程を修了後に支給します。

支給額

- ・ 市民税非課税世帯 5万円
- ・ 市民税課税世帯 2万5,000円

※ただし、平成20年4月以降に入学した人から適用されます。

★子育て支援課 ☎1130、総合支所健康福祉課 ☎1331（内線316）